

見 積 依 頼 書

津地方法務局会計課

本件見積合わせに参加する者は、本書記載事項、契約書（案）及び仕様書を熟知の上、見積書を提出すること。

なお、本件見積合わせは、電子調達システムを利用して参加することができるので、電子調達システム利用者は、政府電子調達ポータルサイト(<https://www.p-portal.go.jp/>)内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続に従うこと。

- 1 件 名 人権啓発用クリアホルダー供給契約
- 2 仕 様 仕様書による。
- 3 納 入 期 限 仕様書による。
- 4 納 入 場 所 仕様書による。
- 5 見積書提出場所 津地方法務局会計課用度係（担当：瀬古）
- 6 見積書提出期限 令和6年9月13日（金）16時00分（必着）
- 7 見積合わせ日時 令和6年9月13日（金）17時00分（非公開）
- 8 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 各省庁から指名停止等を受けていない者であること。
 - (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (6) その他契約書、仕様書及び見積依頼書において示す条件に違反しない者であること。
- 9 事前提出書類等
見積合わせに参加しようとする者は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に提出すること。
 - (1) 事前提出書類
 - ア 令和4・5・6年度の一般競争参加資格に係る「**資格審査結果通知書**」（全省庁統一資格）の写し
 - イ **誓約書**（別紙様式）
 - (2) 提出期限
令和6年9月10日（火）17時15分
 - (3) 提出場所
〒514-8503
三重県津市丸之内26番8号（津合同庁舎）
津地方法務局会計課用度係（担当：瀬古）
 - (4) 提出方法
持参、郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便）により提出すること。

10 見積書について

(1) 金額

見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムによる場合

(ア) 見積書は、電子調達システムに定める手続により、上記6の見積書提出期限までに提出すること。

なお、期限までに電子調達システムによる見積書の提出がなかった場合(電子調達システムに障害が発生するなどして、見積書を提出することができない場合を除く。)は、見積合わせを辞退したものとみなす。

(イ) 提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

イ 紙による場合

(ア) 見積書を持参、郵送又は信書便により提出すること。

なお、上記6の見積書提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、見積合わせを辞退したものとみなす。

(イ) 見積書の様式は任意とする。

(ウ) 見積書に作成日を記載すること。

(エ) 見積書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「**人権啓発用クリアホルダー供給契約の見積書在中**」と朱書きすること。

なお、郵送等による場合は、発送日時が調査可能な方法(例：書留郵便)を利用すること。

(オ) 提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 見積書の無効

次の各号の一に該当する見積書は無効とする。

ア 競争参加資格のない者が作成したもの

イ 見積書の金額、数量及び単価が訂正されているもの

ウ 見積書に見積者の署名又は記名のないもの

エ 見積書記載の金額(総額)の算出過程に誤りがあるもの

オ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合

(4) 電子くじ番号

任意の正数3桁を記載すること。

11 見積合わせについて

電子調達システムに停電、システム障害など、やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、見積合わせを延期することがある。

12 契約相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者であって、見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低の金額であった者を契約の相手方とする。

(2) 最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、「電子くじ」により契約の相手方を決定するので、上記10(4)の電子くじ番号を必ず見積書に記載すること。

13 契約保証金

免除

14 本件に関する問合せ先

仕様に関する事項・・・津地方法務局人権擁護課(担当：伊藤)

TEL:059-228-4193

見積合わせの手続に関する事項・・・津地方法務局会計課用度係（担当：瀬古）

TEL: 0 5 9 - 2 2 8 - 4 1 1 4

15 電子調達システムに関する問合せ先

電子調達システムヘルプデスク： TEL: 0 5 7 0 - 0 0 0 - 6 8 3

FAX: 0 1 7 - 7 3 1 - 3 3 5 2

政府電子調達ポータルサイト： <https://www.p-portal.go.jp/>